

生駒市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 白 本 和 久
生駒市監査委員職務執行者 井 上 圭 吾

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出等

令和元年11月1日に請求書が提出された。なお、同年12月4日に請求人から訂正申立書が提出された。

第2 請求の要旨

請求書及び訂正申立書並びに請求書に添付された事実を証する書面及び陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市長が、市の施設の電力調達についていこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）と随意契約を締結し、同社に対して平成30年11月請求分から令和元年9月請求分までの電気料金を支出したこと。

2 請求対象行為が違法又は不当であることの理由

（1）公共施設の電力供給をいこま市民パワーと随意契約するに至る経緯

生駒市は、平成29年7月18日、①「事業で得た収益を原則として株主に配当せず、生駒市民の生活利便性の向上や生駒市地域の活性化を図るために用いる」、②「新規の再生可能エネルギー電源の開発及び調達に積極的に取り組むことにより、生駒市地域の再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進する」ことを基本理念として、地域エネルギー会社であるいこま市民パワーを設立した。出資者及びそれぞれの出資割合、出資額は、以下のとおりであり、代表取締役は、生駒市長小紫雅史である。

生駒市：765万円（51%）、大阪瓦斯株式会社：510万円（34%）

生駒商工会議所：90万円（6%）、株式会社南都銀行：75万円（5%）

一般社団法人市民エネルギー生駒：60万円（4%）

生駒市は、いこま市民パワーの設立に先立ち、平成29年7月7日、出資者5者間で「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する株主間協定」（以下、「株主間

協定」という。)及び協定期間を平成30年3月31日までとする「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する年度協定書」を締結した。株主間協定には「生駒市は、所管する施設の電力の調達及び供給を新会社に対して行う」(株主間協定第7条)ことが、上記年度協定には「新会社は、平成29年度に生駒市の市有施設に対して電力供給を行う」(年度協定第5条)ことが規定されている。上記年度協定失効後も、出資者5者間で、平成30年11月30日に協定期間を平成31年3月31日までとする「いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」を、平成31年3月29日には協定期間を平成32年3月31日までとする「いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」を締結し、生駒市はいこま市民パワーと随意契約を締結して同社から電力を購入している。

(2) 随意契約理由

公共施設等に係る電気供給契約の起案書に添付された「随意契約理由書」には、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとされている。

また、「随意契約理由書」の付属書類『「いこま市民パワー株式会社」からの電力調達契約における随意契約理由』には、「生駒市随意契約ガイドライン」の「B-3 市の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものと契約を必要とする場合」に該当するとし、同じく付属書類『「いこま市民パワー株式会社」との間における電力調達及び売電に関する指針』では、「本市の公共施設に係る電力の調達及び再生可能エネルギー等により発電した電力の売却については、いこま市民パワー株式会社と契約を締結することを原則とする」ことを基本方針としている。

(3) 市公共施設の電力需給契約の経緯

かつて生駒市ではすべての公共施設の電力供給契約を一般電気事業者である関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)と締結していたが、平成26年10月1日に、庁舎を含む10施設と市立小・中学校20施設への電力供給を一般競争入札に変更した結果、特定規模電気事業者(PPS)が落札し、年々契約価格は下げてきた。また、生駒市は、平成28年4月に施行された改正電気事業法による電力の自由化を受けて、同年12月1日には、生駒市随意契約ガイドラインを改正し、施行令第167条の2第1項第2号の随意契約理由(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)から、電気の供給を受ける契約及び電気通信等の役務の提供を受ける契約を除外している。

(4) いこま市民パワー設立の過程における随意契約についての生駒市の認識

生駒市における地域新電力会社の設立については、環境基本計画(平成21年3月策定)や生駒市地球温暖化対策実行計画(平成24年2月策定)に記載はなく、平成25年10月に、内閣府が選定する環境モデル都市に生駒市が応募するに当たり突如として出てきた構想であった。

しかし、その後に策定された生駒市エネルギービジョン（平成26年3月策定）及び第5次生駒市総合計画後期基本計画（平成26年6月策定）にも地域新電力会社構想は触れられておらず、一方では、前述のとおり電力調達につき入札を実施している。

当構想の具体化に向けた検討が表面化したのは、環境モデル都市アクションプラン（平成27年1月策定）においてであった。その検討は、市民にも市議会にもその設置自体を知らされていなかった「生駒市地域公社型スマートコミュニティサービス事業化検討委員会」において検討され、同委員会の第3回会議（平成28年2月10日開催）において、オブザーバーからの「市の施設は公社から電気を購入するということが、随意契約になるのか。基本的には一般競争入札になると思うが、どのような整理をしているのか。」との質問に、事務局（生駒市）は、「今現在は電気使用料金の観点で入札を行っており、庁舎管理担当からも懸念を受けているところである。事業計画でも示しているとおり、一般電気事業者よりも低い料金になると考えている。他のPPS事業者も含めてすべての中で最低価格となるかどうかは分からないが、地域貢献の観点も含めて公社との契約を前提に進めていきたいと考えている」と回答している。

生駒市は、電力供給契約は一般競争入札が原則と認識し、入札にすればより低廉な価格で需給できることを認識していたにも関わらず、それと矛盾する協定を締結し、随意契約によりいこま市民パワーから電力を購入した。

また、これらの協定締結後の平成29年9月生駒市議会定例会における一般質問に対する答弁の中で、当時の担当部長は、「これは価格の競争ですから随契理由にはならないんですけれども、先ほど言いましたように、著しく高い金額では絶対にごさいます。一定金額、関電さんよりはお安い金額。競争すると負けるかもしれませんけれども、今の価格がそのままというわけではごさいます。」と当該契約が随意契約理由には当たらない旨の答弁をした。その後、平成29年10月に、生駒市長から生駒市入札監視委員会に契約の妥当性について諮問しており、同委員会に諮問していること自体が、当該契約を随意契約することに一点の疑義もなく正当性を主張するわけにはいかないということを自認しているものといえる。

(5) 請求の対象行為の違法性、不当性

生駒市は、いこま市民パワーが再生可能エネルギーの普及拡大による低炭素まちづくりの推進、地域経済の持続可能な発展、雇用の増加という市の政策に位置づけられ、同社と随意契約を締結することは、生駒市随意契約ガイドラインの「B-3」（市の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものと契約を必要とする場合)に該当するとして正当性を主張しているが、当該規定は、その事業者でしか事業を実施できない場合に例外的に締結するものであって、市の政策目的に適う事業を行う事業者に、競争もなく無条件に優先的独占的に調達を保障するものではない。公共施設への電力供給は、一定量の供給を可能とする電気事業者であれば、滞りなく業務を達成できる性質のものであり、電力供給契約の相手方をいこま市民パワーに限定する必要などない。

生駒市長は、上記のとおり平成29年10月に生駒市入札監視委員会に対して契約の妥当性について諮問している。それに対する答申では、「生駒市は、契約価格の合理性を継続的に確保するため、常に電気料金の市場価格を把握し、市民パワーの料金が市場価格を

上回る場合には、速やかにその価格以下となるようすべきであり、それが不可能な場合には市民パワーとの契約を解除し一般競争入札による電力調達先の決定も選択肢とすべきである」との踏み込んだ言及があったが、生駒市長は「市場価格」について一般電気事業者の関西電力が一般に公開している標準価格が「市場価格」であるとの詭弁を弄し随意契約を続けている。しかし、当該答申にある「市場価格」とは、近隣自治体が一般競争入札により契約している価格あるいは各電力事業者の応札価格の平均価格ととらえるべきである。

また、生駒市契約規則第17条第1項には、「随意契約によろうとするときは」「予定価格を定めたうえ、なるべく2名以上の者から見積書を徴するものとする」とあり、それに基づく生駒市随意契約ガイドライン第2には、30万円を超える契約金額の場合には3者以上の見積もりを徴取することが定められているにもかかわらず見積書を徴していない。

前述の生駒市地域公社型スマートコミュニティサービス事業化検討委員会の報告書であり、かつ平成28年6月に地域新電力会社のパートナー事業者を公募した際の参考資料として添付された「生駒市地域新電力事業計画書(案)」によると、会社設立1年目から地産地消率は20%になるということが示されている。しかし、平成30年度のいこま市民パワーの「地産」及び「再生可能エネルギー」は全電力調達量の2.9%(平成29年度3.6%)にすぎず、残りの97.1%(平成29年度96.4%)は大阪瓦斯株式会社(以下「大阪ガス」という。)からの「市外産」「化石燃料エネルギー」であり、前年度に比べて随意契約理由である政策目的から一層遠ざかっている。

また、いこま市民パワーは再生可能エネルギーの普及拡大をうたっているにもかかわらず、平成30年12月27日公表の電気事業者別CO₂排出係数は、いこま市民パワーは0.000380t-CO₂/kWhであり、供給不足分を補給している大阪ガスの0.000371t-CO₂/kWhよりも悪い数値である。本契約が政策目的を見失った随意契約の理由にならない契約であることの証左である。

さらに、いこま市民パワーの利益は市民のためのコミュニティサービス事業で還元するという触れ込みであったが、平成30年度の利益合計9,835,072円のうち、市民に還元された額は、「登下校見守りサービス」の平成31年度小学校新生を対象とした補助23万円であり、利益還元率は2.3%にすぎない。

3 生駒市に与えた損害

請求人が平成30年11月29日に提出したいこま市民パワーへの電気料金の支払いに係る措置請求(以下「前回監査請求」という。)に対する監査結果の補足意見として、市民が政策選択をするにあたって行政側において「実施しようとする政策・施策及びその実現に至る過程を示し、かつ、その実現のために必要なコストを明らかにしたうえで、市民による検証、評価を経ることが必要である。本件監査請求においては、いこま市民パワーとの随意契約によるコスト増加の妥当性が問題とされているが、コストが増加してもなお、市が提示する政策目的の達成を目指すべきかが問われていると考えられる。」と述べられている。しかし、生駒市は、その後も市民に対して具体的な事業展開も示さず、電気料金の妥当性の検証も行わず、一部の契約種別を除きほぼ当初の料金プランのまま漫然と契約し続けている。

平成30年度から令和元年度上半期の奈良県内の他自治体の状況をみると、天理市では入札予定価格の56.6%～60.9%で落札している（平成31年4月26日入札執行）ほか、橿原市では執行予定総額の43.9%～50.3%で落札しており、上記2市の落札率の加重平均は51.5%になる。

生駒市がいこま市民パワーと随意契約している施設の電力量を、関西電力の標準的な料金プランで試算した結果、高圧契約で関西電力の約92.3%、低圧契約では、2019年1月請求分からの電力料金改定によりほぼ同額となったものの、改定前はむしろ関西電力より高いくらいであった。

生駒市が平成30年11月から令和元年9月までの間にいこま市民パワーと随意契約している施設について、関西電力の標準価格に上記の他市の落札率加重平均51.5%を乗じた価格と、いこま市民パワーに支払った電気料金との差額119,663,727円（別表1）が、生駒市が入札していれば節減できた費用、すなわち市民が不当に支払わされたコストである。

4 求める措置内容

- (1) 生駒市は、平成30年11月請求分から令和元年9月請求分までの電気料金として、いこま市民パワーに支払った340,073,140円（内訳は別表2のとおり。）について返還するよう、生駒市長に対し求めること。
- (2) 生駒市は、令和元年10月請求分以降のいこま市民パワーへの電気料金の支払いを停止すること。
- (3) 生駒市長は、違法な株主間協定及び年度協定を直ちに解除し、電力供給契約について一般競争入札を行うこと。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、令和元年12月2日に陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

生駒市長が、市の施設の電力調達について、いこま市民パワーと随意契約を締結し、その契約に基づき同社に対して平成30年11月請求分から令和元年9月請求分までの電気料金を支出したことが違法又は不当な行為であるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市地域活力創生部環境モデル都市推進課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求め、また令和元年12月2日、同月11日、同月18日に地域活力創生部長、地域活力創生部次長、環境モデル都市推進課長等から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書、訂正申立書、事実証明書及び請求人の陳述内容並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 随意契約に係る法令、規則など

ア 地方自治法第234条（抜粋）

第1項 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第2項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

（以下略）

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項（抜粋）

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（略）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下略）

ウ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項（抜粋）

随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（略）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下略）

エ 生駒市契約規則第17条第1項

令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、第9条（一般競争入札の予定価格の決定等）の規定に準じ予定価格を定め、なるべく2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の性質又は目的によりその必要がないと認められるものについては、この限りでない。

オ 生駒市随意契約ガイドライン（要旨）

【策定の趣旨】

本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項の対象となる可能性のある主な工事や委託の態様を例示したものである。したがって、随意契約方式を適用することができる工事や委託は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

【第2 見積徴取について】

次のいずれかに該当する場合は、予定価格が5万円以上であっても見積徴取者数を1者とすることができるが、その場合は、原則として価格の妥当性を証する資料(積算資料、類似契約資料等)を添付するものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時

【第3 随意契約ガイドライン】

- (2) 施行令第2号の規定による場合（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）

B-3 市の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものとの契約を必要とする場合

(2) 国及び生駒市の環境政策について

国は、平成10年に地球温暖化防止のため、国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにし地球温暖化対策に関する基本方針を定めた地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を制定した。また、目指すべき低炭素社会の姿を具体的に示すために、低炭素社会への転換に向け、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市を環境モデル都市として選定することとした。

生駒市は、平成26年3月、国に先駆的な取組の提案を評価され、環境モデル都市として選定された。その後、生駒市は、平成27年1月に市域の温室効果ガス排出量を2006年度比で2030年度までに35%、2050年度までに70%を削減する目標を掲げる生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、これを地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置づけることとした。このアクションプランでは、生駒市の将来像を「市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市」とし、将来像を実現するべく5つの取組を推進することとした。この中で資源循環・エネルギー自給システムの構築が掲げられ、市域の住宅及び事業所などにおける分散エネルギー源(太陽光発電システム等)の導入・利用を促進し、災害時にも対応できるまちづくりを目指すとともに、市域に導入される分散型エネルギー源を面的に有効活用していくために、市域のエネルギー需給を管理する新電力・地域エネルギー会社の設立を検討することとした。

(3) 地域エネルギー会社の設立について

生駒市は、平成28年6月に、地域エネルギー会社の要となる電力需給管理業務（電気の調達・販売の調整）を担う事業者を公募型プロポーザル方式で募集した。募集には、4者の応募があり、審査委員会による審査において最高得点を獲得した大阪ガスがパートナー事業者として特定された。評価の高かった点は、新規参入事業者としては国内最大規模の自社電源を保有し、市場価格より安価に長期的かつ安定的に電力を供給できる体制を有

していること、エネルギー事業者として、需給管理や顧客管理等において豊富な事業経験と実績を有することなどとともに需給管理に係るインバランスリスクについても同社が負担する旨の提案があったこと等である。

生駒市は、地域エネルギー会社としていこま市民パワーを設立するため、平成29年7月7日、生駒市、大阪ガス、生駒商工会議所、株式会社南都銀行及び一般社団法人市民エネルギー生駒の5者で株主間協定及び年度協定を締結し、平成29年7月18日にいこま市民パワーを設立した。同社への出資は、生駒市51%（765万円）、大阪ガス34%（510万円）、生駒商工会議所6%（90万円）、株式会社南都銀行5%（75万円）及び一般社団法人市民エネルギー生駒4%（60万円）となっている。

いこま市民パワーは、環境モデル都市である生駒市の環境政策の中核を担う存在であり、再生可能エネルギーの普及による低炭素まちづくりの推進に加え、地域経済の持続的な発展、生駒市の最大の財産の一つであり特徴である市民力をさらに活性化させるという主要課題の解決のために設立された株式会社である。そのため、いこま市民パワーは、その事業収益を原則として株主に配当せず、公益サービスの財源として用いることにより、市民生活の安全・安心、利便性等の向上及び地域の活性化を目指すとともに、新規の再生可能エネルギー電源の開発及び調達に積極的に取り組むことにより、生駒市地域の再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進することとしている。

株主間協定では、会社の基本理念、会社の概要、株主総会、取締役、協定当事者の会社における役割、重要事項の決定方法、剰余金の配当等の事項を定めている。年度協定では、一般社団法人市民エネルギー生駒と新会社（いこま市民パワー）との電力卸契約、生駒市と新会社との電力卸契約、大阪ガスと新会社との電力卸及び電力需給管理契約、新会社と生駒市との電力小売契約等につき定めている。

（4）いこま市民パワーと生駒市の電力購入契約及びその随意契約の理由について

生駒市は、『「いこま市民パワー株式会社」との間における電力調達及び売電に関する方針』（以下「電力調達等に関する方針」という。）を定め、その中で、「本市の公共施設に係る電力の調達及び再生可能エネルギー等により発電した電力の売却については、いこま市民パワー株式会社と契約を締結することを原則とする。」と定めており、生駒市の電力購入はいこま市民パワーと随意契約を締結することを前提としている。

電力調達等に関する方針及びいこま市民パワーとの電力購入契約の起案書に添付された随意契約理由等によれば、いこま市民パワーとの随意契約について、その利益を地域活性化に還元する等のいこま市民パワーの公益性、生駒市の環境及び地域経済に係る主要な政策課題の解決に大きく資すること、市外に流出していた電気料金の一部が利益や新たな雇用等を通じて地域内で循環する経済効果が見込まれること、生駒市のみならず民間事業者や一般家庭から再生可能エネルギーを最優先で調達することにより低炭素化に寄与すること、出資者に市民団体が参画し利益の用途を市民が自ら考える場を創出等することにより市民が活躍し、協創するまちづくりへ寄与することが期待されること、そして、このような市民サービスを継続的に展開し、市民の信頼を得て同社を支援する市民を増やすためには、公共施設への電力供給をベースとした一定の事業規模を確保することにより、いこま市民パワーの経営を安定化することが最も有効かつ合理的であるとしている。

また、環境モデル都市指定の際に提出された提案書によれば、新電力・地域エネルギー会社設立の評価指標として、供給電力量と供給電力のCO₂排出係数を掲げている。このうちCO₂排出係数は、環境省・経済産業省が平成30年12月27日に平成29年度実績を公表しており、いこま市民パワーの基礎排出係数は0.000380 t-CO₂/kWh、調整後排出係数は0.000358 t-CO₂/kWh、大阪ガスの基礎排出係数は0.000371 t-CO₂/kWh、調整後排出係数は0.000389 t-CO₂/kWhとなっており、基礎排出係数については、いこま市民パワーの方が大阪ガスより高い数値となっている。しかし、生駒市の説明によれば、いこま市民パワーの基礎排出係数は、大阪ガスからの購入電力の排出係数に排出係数が0である再生可能エネルギーが考慮されるものの、他方で、排出係数の高いインバランス分が反映されているため、再生可能エネルギーの構成比率が低いいこま市民パワーの場合には、大阪ガスの排出係数より結果的には高くなっているものであり、直ちに問題視すべきものではないとのことである。

調達価格については、対象施設全体の平成28年度における電気料金の負担総額に大きな変動が生じない水準で、電力取引の市場水準、一般電気事業者(関西電力)の価格水準等の動向を注視しながら、毎年度見直しを行うことにより価格の合理性を継続的に確保する体制をとるとしている。

以上の理由により、生駒市長は、いこま市民パワーとの電力購入契約が、随意契約ができる場合を列挙した施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき)の規定に該当するとして、対象施設の所管課の合議を経て、別表2のとおり契約し、当該電力購入契約に基づき電気料金を支出した。

(5) 電気料金の単価について

電気料金は、基本料金、従量料金に加え、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税の合計金額となっている。基本料金及び従量料金は小売電気事業者が決定し、燃料費調整単価は財務省の貿易統計価格から毎月計算され、再生可能エネルギー発電促進賦課金は年度ごとに全国一律の単価として国が定めるものである。

電気料金は、使用電力量、施設の性質に応じた利用形態、稼働時間のピークの傾向、負荷率、電気設備の状況等によって変化するが、生駒市はいこま市民パワーからの契約書案(高圧分野)及び電気供給約款(低圧分野)により、関西電力が公表している標準的なメニューにより算出した電気料金より安価であることを確認のうえ、契約期間を1年として電力購入に係る契約をした(契約単価などは別表2(注)契約種別についてのとおり)。

なお、いこま市民パワーの売電単価と全国平均については別表3のとおりである。

(6) 他自治体の状況

関係職員調査及びその際に提出された資料によると、県内各市における本庁舎の電力調達の状況は別表4のとおりである。

また、全国の自治体新電力を設立している自治体の本庁の電力調達状況は別表5のとおりである。

(7) いこま市民パワーの事業報告・決算報告及び事業計画について

ア 平成30年度事業報告及び決算報告（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

①調達電力及び供給電力

- ・調達電力 合計28,475,771kWh
 - (内訳) 太陽光発電及び小水力発電 826,365kWh (約2.9%)
 - 大阪ガス 27,649,406kWh (約97.1%)
- ・供給電力 合計27,106,478kWh
 - (内訳) 市内公共施設
 - 高圧(46施設) 26,004,966kWh
 - 低圧(17施設) 466,282kWh
 - (小計) 26,471,248kWh (約97.7%)
 - 市内民間施設
 - 高圧(6施設) 572,509kWh
 - 低圧(16施設) 62,721kWh
 - (小計) 635,230kWh (約2.3%)

②決算報告

- ・売上高 447,608千円
- ・売上総利益 17,823千円
- ・営業利益 6,390千円
- ・経常利益 12,844千円
- ・当期純利益 9,835千円

③コミュニティサービス事業

市内全小学校を対象に「登下校見守りサービス」の導入支援のためいこま市民パワーは約23万円を支出した。平成31年1月から導入され、導入時点で約2,100人(約30%)の児童の利用があった。

イ 平成31年度事業計画（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

①調達電力及び供給電力

- ・調達電力 合計28,156MWh
 - (内訳) 太陽光発電及び小水力発電 890MWh (約3.2%)
 - 大阪ガス 25,277MWh (約89.8%)
 - 木質バイオマス電源 1,989MWh (約7.1%)

(注：端数処理により比率の合計が100%にならない。)
- ・供給電力 合計26,858MWh (年度末目標28,000MWh)
 - (内訳) 市内公共施設 高圧(44施設) 低圧(17施設)
 - 市内民間施設 高圧(6施設) 低圧(16施設)

(注：事業計画では、供給電力量を区分して示していない。)

②予定損益

- ・売上高 428,225千円
- ・売上総利益 19,471千円
- ・営業利益 5,533千円

- ・ 経常利益 5, 140千円
- ・ 当期純利益 3, 084千円

③コミュニティサービス事業

平成31年1月から開始している市内全小学校を対象にした「登下校見守りサービス」は、約2,100人(約30%)の児童の利用があり、平成31年度は新入生を対象とした無料期間を延長するサービス拡充を行う。また、市民等の参加によるワークショップ等を開催し、まちの課題やその解決策について意見集約し、市民ニーズに合った適切なサービス提供に努める。

2 判断理由

(1) 随意契約の許容性

地方公共団体における契約の方法としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りがあがるが(自治法第234条第1項)、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限りできる(同条第2項)。自治法では、一般競争入札が原則であり、その他の方法は例外的なものとされている。これは、契約に関する機会均等(公平性)及び価格の有利性の確保という観点からは、一般競争入札が優れているためである。施行令第167条の2第1項は、随意契約によることができる場合を第1号から第9号まで列挙しているが、これらのいずれかに該当しない限り、随意契約は締結できないと解される。

施行令第167条の2第1項第2号では、随意契約によることができる場合として「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という事由を掲げている。これについては、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合は、施行令第167条の2第1項第2号に該当すると解すべきであるとされる。そして、該当するか否かは契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている自治法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解されている(昭和62年3月20日最高裁判所第二小法廷判決)。上記裁判例は、ごみ処理施設の建設工事請負契約を相手方の資力、信用、技術、経験などを検討のうえ随意契約の方法で行ったことに違法性はないとした事案であるが、当該契約自体では必ずしも地方公共団体にとって有利とはいえないが、特定の相手方と契約することによって他の政策遂行上の利点が見込めるような場合も同項第2号に該当すると考えられる。生駒市随意契約ガイドラインが「B-3 市の施策(福祉健康施

策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものの契約を必要とする場合」を施行令第167条の2第1項第2号の事由として掲げているのは同趣旨と解される。

生駒市は、住宅都市が目指すべき環境モデルを提案し、国から高い評価を得たことにより平成26年3月に環境モデル都市として選定された。平成27年1月には、「日本一環境にやさしく住みやすいまち」を目指して生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、平成29年7月、低炭素まちづくり、地域経済の持続的な発展、市民力の活性化という生駒市の主要な課題を解決することを政策目的として、大阪ガスを含む5者間で株主間協定及び年度協定を締結し、上記政策実現の中核を担う組織である地域エネルギー会社・いこま市民パワーを設立した。そして、このいこま市民パワーが地域エネルギー会社として持続的に活動していくには、一定の事業規模を確保することが求められることから、政策を主体的に遂行する生駒市が同社から優先的に電力を購入することが必要であると認められる。したがって、生駒市の政策を遂行するために設立したいこま市民パワーと電力購入に係る随意契約を締結することは、不当に高額な電力購入が継続されるなど随意契約の内容が明らかに違法又は不当であるとか、政策・施策が明らかに不合理であると認められるような場合を除き、直ちに違法又は不当であるということとはできないと考える。

(2) いこま市民パワーからの電力購入価格について

請求人は、生駒市長が近隣自治体の入札結果と比べ高額な電力をいこま市民パワーから購入しており、また見積書を徴せず随意契約を締結していることは違法であると主張する。これに対し、生駒市は、電気料金は契約電力、使用量、負荷率、時間帯等の諸条件によって異なるものであり、請求人が示す近隣自治体の落札率や落札価格をもって生駒市が購入する電力価格と比較することはできないという。

しかし、生駒市でもいこま市民パワーから電力を購入する以前は一般競争入札をすることによって電力購入価格を低減してきている。また、別表4は生駒市が調査した県内の8市の平成28年度から平成30年度までの本庁舎の電力調達単価である。生駒市の購入単価は平成28年度(19.62円/kWh)から平成30年度(18.63円/kWh)まで0.99円/kWhが低減されただけであるが、奈良市では平成28年度(23.50円/kWh)から平成30年度(15.66円/kWh)まで7.84円/kWhが低減されており、その他の市でも生駒市より低減額は大きくなっている。入札を実施することでより安価に電力を購入できる蓋然性は高く、生駒市がいこま市民パワーから随意契約により電力を購入することは一般競争入札に比し、価格面において有利とはいえないと考えられる。

しかしながら、生駒市は、いこま市民パワーと随意契約を締結した初年度の平成29年度には、電力調達等に関する方針に従い、「対象施設全体の平成28年度における電気料金の負担総額に大きな変動が生じない水準」となるように契約し、また、関西電力が公表する標準的なメニューにより算出した価格よりも低い価格で契約を締結しているとのことであり、一定の基準を設定し、購入価格の経済的合理性を確保するための検討を行なっている。生駒市は、自らが主導して設立したいこま市民パワーによる電力事業を通じて、低炭素まちづくり、地域経済の持続的な発展及び市民力の活性化等の政策を達成することを目指しており、このような政策目的を遂行するための組織であるいこま市民パワーを支援

するために随意契約により電力を購入しているが、購入に当たり上記のような一定の基準を設定し価格決定の恣意性が排除されている場合は、不当に高額な契約が継続していると認められるような場合を除き、一般競争入札に比し価格面で生駒市に不利になるとしても、同社との随意契約を違法又は不当ということはできないと解される。本件において、生駒市が一般競争入札を実施した場合の価格を検証していないことから、いこま市民パワーから購入している電力価格と一般競争入札を実施した場合の価格を比較できないが、県内自治体の一般競争入札の結果（別表4）から推測して、生駒市が一般競争入札に比しある程度は高額な電力を購入していると推測される。しかし、全国の小売電気事業者の売電単価平均（別表3）と比較して、生駒市の電力購入価格を現時点で不当に高額であるとまではいえないと考える。なお、生駒市は、他の自治体が設立した新電力会社からの本庁舎の電力調達価格を別表5で提示するが、サンプル数が少なく、かつ一般競争入札を実施した場合の調達価格を示すものでないため、生駒市がいこま市民パワーから購入している電力価格の相当性を確認する資料とはできない。

また、見積書の徴取については、いこま市民パワーから徴取したのみであったが、生駒市随意契約ガイドラインでは、「契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき」は見積徴取者数を1者とすることができ、その場合は原則として価格の妥当性を証する資料（積算資料、類似契約資料等）を添付することとなっている。本件の随意契約は、生駒市の政策目的から電力購入契約の相手方がいこま市民パワーに特定されており、見積徴取者数は1者で足りる。また、価格の妥当性に係る書面は添付されていなかったが、関西電力が公表する標準的なメニューとの比較を行っていることが確認され、価格の妥当性について一定の確認を行っていることと認められることから、生駒市契約規則及び生駒市随意契約ガイドラインに反しているとはまではいえないと考える。

（3）政策目的との関係について

請求人は、いこま市民パワーの調達電力のうち、平成30年度は97.1%（平成29年度は96.4%）が大阪ガスからの購入電力であって、「地産」かつ「再生可能エネルギー」の電力ではなく、政策目的に反し、随意契約の理由を満たしていないと主張する。また、調達電力に占める再生可能エネルギーの割合は、平成30年度においては2.9%（平成29年度は3.6%）の実績であり、前年度に比べて随意契約理由の政策目的から一層遠ざかっていると主張する。

しかし、いこま市民パワーの平成31年度事業計画では、木質バイオマス電源の獲得により再生可能エネルギー比率が10.2%と計画され、現に平成31年4月から令和元年10月までの7か月間の実績でも再生可能エネルギー比率は別表6のとおり9.6%となっている。また、今年度、生駒市は環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用して、いこま市民パワーを中心とした地産地消エネルギーモデルを検証する作業を業者に委託しており、業者からは令和2年2月末までには報告書が提出され、その後いこま市民パワーから速やかに中長期計画が示されるとのことである。

本件監査請求に関しては、監査対象としての電力購入期間は異なるが、同一の請求人から同趣旨の前回監査請求が行われ、平成31年1月28日に当該請求は棄却したものの補足意見を付した。その補足意見において、①生駒市が低炭素まちづくり、地域経済の持続

的な発展、市民力の活性化などの目標を掲げていこま市民パワーを中心として政策を実行するためには、いこま市民パワーが販売する電力量・契約数、地産地消率、再生可能エネルギー導入率、収支計画などの具体的な指標や数値目標を含めた中長期的なロードマップを作成し、市民や市議会に情報提供すべきこと、②電力価格の妥当性を検証するために大阪ガスから購入している電力価格を関係当事者と協議して開示するようにすべきであること、③一般競争入札によった場合の電力購入価格を検証し、生駒市がいこま市民パワーから随意契約により購入する電力価格と比較して、生駒市が負担するコストを示すことを求めた。

生駒市では、上記のうち①の中長期計画の策定に着手し、令和2年2月末までには委託業者から報告書が提出される予定となっているものの、②の大阪ガスがいこま市民パワーに供給している電力単価の開示、③の一般競争入札によった場合の電力価格の検証は行っていない。②については、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会の令和元年9月13日付け答申において、大阪ガスが供給している電力価格につき不開示が相当とされているが、生駒市が自らの政策を実現するために主導して設立したいこま市民パワーから購入している電力料金の妥当性を検証するためには、大阪ガスがいこま市民パワーに供給している電力料金情報は必要な情報である。生駒市としては、自らの政策の正当性を明らかにするための作業を積極的に行うべきであり、大阪ガスのいこま市民パワーへの供給電力の価格については、関係者と協議のうえ、積極的に情報公開を行うべきである。

また、本件監査請求においては、県内自治体の本庁舎の電力の調達価格に関する資料(別表4)が生駒市から提出され、前回監査請求よりは前向きな姿勢が認められる。しかし、生駒市としては、自らの政策の正当性を明らかにするため、一般競争入札した場合に想定される価格といこま市民パワーからの購入価格の比較を行い、積極的に市民に生駒市の負担額を明らかにすべきである。

いこま市民パワーからの電力購入価格が不当であるとして請求人が示す根拠は、後述のとおり採用できないが、政策の有効性、実効性の証明責任は、市民にあるのではなく、政策を立案し実行する生駒市側にあることを自覚し認識すべきであり、生駒市の対応は不十分である。

ただし、生駒市においていこま市民パワーを中核とする政策実行の中長期計画策定に着手していることを勘案すれば、策定される中長期計画を確認してから政策の相当性を判断すべきであり、大阪ガスからの電力購入価格が開示されていないこと、一般競争入札にした場合に想定される電力価格の検証が十分に行われていないことをもって政策目的に反していると判断することは早計であると考えられる。

なお、請求人は天理市などの落札率から生駒市が一般競争入札した場合に想定される落札率を推定するが、サンプル数が少なく、請求人が主張する落札率を利用して生駒市の損失を推計することは相当ではないと考えられる(なお、請求人が主張する橿原市については、落札率そのものを示すものではない)。

また、請求人は、いこま市民パワーのCO₂排出係数が同社に電力を供給する大阪ガスのCO₂排出係数より高いことを問題とするが、前述のとおり、いこま市民パワーの基礎排出係数が大阪ガスより高くなることはやむを得ない面があり、直ちに問題視すべきものではないと考えられる。

(4) まとめ

以上のとおり、いこま市民パワーと電力購入に係る随意契約を締結した生駒市長の判断は、現時点では不合理とまではいえず、市長の裁量を逸脱又は濫用して契約をしたとは認められない。したがって、生駒市といこま市民パワーとの電力購入に係る随意契約は違法又は不当とはいえ、これに伴う電気料金の支出も違法又は不当とはいえない。

よって、生駒市長がいこま市民パワーと随意契約を締結し、同契約に基づき電気料金を支出したことに係る請求人の主張には理由がないことから、主文のとおり決定する。

第5 意見

本件監査請求については棄却するが、次のとおり意見を述べる。

前回監査請求の補足意見において、上記のとおり、①中長期計画の策定、②大阪ガスから購入している電力価格の開示、③生駒市が負担するコストの開示を求めた。

それは、生駒市が意図する政策を実行するための実現プロセスとコストを明らかにすることにより、市民に政策選択のための材料を提供するためである。これに対し、生駒市では、①の中長期計画の策定には着手したが、②③については対応していない。

生駒市は、中長期計画を早急に市民に開示するとともに、大阪ガスからの電力購入価格を開示し、いこま市民パワーから随意契約により電力を購入することによる生駒市のコストを算出し、市民に開示すべきである。

また、生駒市は、近々提出される中長期計画につき、進捗状況を管理・点検して、計画が実現できなければ根本的に政策の見直しを行うべきである。

以上

(別表1) 競争入札に拠らなかったため生駒市が損失した金額

(単位:円)

契約種別	いこま市民パワー 電気料金(A)	関西電力 標準価格(B)	×加重平均落札率 51.5%(C)	いこま市民パワーと の差額(A)-(C)
低圧	13,372,478	13,162,936	6,778,912	6,593,566
高圧	255,941,418	277,419,916	142,871,257	113,070,161
合計	269,313,896	290,582,852	149,650,169	119,663,727

(請求人提出資料を引用)

(別表2) いこま市民パワーからの電力購入一覧(平成30年11月請求分～令和元年9月請求分)

契約年月日	供給開始	施設名	支払金額 (H30.11-R1.9請求分) (円)	契約 種別	備考
H29.11.30	H29.12～	生駒市役所	16,928,492	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	エコパーク21	33,604,659	高圧 B	
H29.11.30	H29.12～	市民活動推進センター	799,694	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	アコールいこまもやい館	2,012,924	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	清掃リレーセンター	3,265,693	高圧 B	
H29.11.30	H29.12～	小平尾南児童館	559,813	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	セラビーいこま	5,247,880	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	学校給食センター	5,022,611	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	壱分小学校	2,819,035	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	上中学校	2,983,438	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒南中学校	2,322,183	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒小学校	3,119,414	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	光明中学校	3,277,917	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	俵口小学校	3,101,657	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	緑ヶ丘中学校	2,866,516	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒中学校	3,822,924	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	大瀬中学校	2,762,390	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	あすか野小学校	3,212,694	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒台小学校	3,014,355	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	桜ヶ丘小学校	2,640,310	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒南小学校	2,415,084	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	眞弓小学校	2,385,527	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	鹿ノ台小学校	2,058,071	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	鹿ノ台中学校	1,145,771	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒南第二小学校	1,958,879	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒東小学校	1,730,353	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	教育支援施設	1,923,772	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	中保育園	2,187,057	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	ひがし保育園	1,483,974	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	コミュニティセンター	11,747,036	高圧 A	
H29.11.30	H29.12～	消防本部	3,735,767	高圧 A	
H29.11.30	H29.12～	消防北分署	1,831,603	高圧 A	
H29.11.30	H29.12～	火葬場	390,991	低圧 H	
			673,013	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	歓喜の湯(足湯)	107,496	低圧 F	
			66,747	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	小平尾保育園	447,541	低圧 H	
			912,934	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	なばた幼稚園	505,999	低圧 H	
			173,270	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	桜ヶ丘幼稚園	348,258	低圧 H	
			219,799	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	高山幼稚園	102,965	低圧 H	
H29.11.30	H29.12～	壱分幼稚園	475,980	低圧 H	
			130,666	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	俵口幼稚園	305,796	低圧 H	²⁾ 10 か月分
			172,324	低圧 I	²⁾ 10 か月分
H29.11.30	H29.12～	あすか野幼稚園	368,467	低圧 H	
			176,464	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	生駒台幼稚園	541,956	低圧 H	
			302,439	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	消防署南分署	835,680	低圧 H	
			1,080,533	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	生駒市消防本部 救急施設	469,585	低圧 H	²⁾ 10 か月分

H29.11.30	H29.12～	竜田川浄化センター	29,013,617	高圧 D	
H29.11.30	H29.12～	山田川浄化センター	12,811,115	高圧 D	
H29.11.30	H29.12～	南北田原中継ポンプ場	59,656	低圧 F	
			1,257,404	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	北大和第1中継ポンプ場	45,014	低圧 F	
			863,128	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	北大和第2中継ポンプ場	17,743	低圧 F	
			837,061	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	ひかりが丘北田原第2中継ポンプ場	75,758	低圧 F	¹⁾ 10 か月分
			667,249	低圧 I	
H29.12.1	H29.12～	谷田浄水場	3,680,013	高圧 D	¹⁾ 6 か月分
H29.12.1	H29.12～	真弓浄水場	27,271,316	高圧 D	
H29.12.28	H30.3～	高山中継ポンプ場	1,812,864	高圧 E	
H29.12.28	H30.3～	生駒北小・中学校	3,317,747	高圧 A	
H30.2.6	H30.4～	生駒幼稚園	1,345,824	高圧 A	
H30.3.30	H30.4～	山崎浄水場	94,990,956	高圧 E	
H30.5.28	H30.6～	ひかりが丘配水場	2,350,771	高圧 D	
H30.5.28	H30.6～	滝寺配水場	4,113,447	高圧 D	
H30.5.28	H30.6～	小瀬加圧ポンプ場	4,688,976	高圧 D	¹⁾ 5 か月分
H30.2.1	H30.8～	新小瀬中継所	3,651,777	高圧 D	¹⁾ 7 か月分
H31.4.1	H31.4～	長楽デイスサービス	69,549	低圧 H	¹⁾ 6 か月分
			335,759	低圧 I	¹⁾ 6 か月分
合 計			340,073,140		

備考欄 注)

- 供給拠点の新設、廃止により、11 か月分に満たない谷田浄水場、新小瀬中継所、小瀬加圧ポンプ場、長楽デイスサービスは、備考欄に支払月数を記入している。
- 俵口幼稚園、生駒市消防本部救急施設及びひかりが丘北田原第2中継ポンプ場の平成30年11月請求分については、平成30年11月29日の措置請求で請求対象にしているため、本件請求の対象から外し10か月分の金額を今回対象としている。

(注) 契約種別について

各契約は契約日から効力を発し、終了期日は適用開始日から1年後の日の前日とし、各料金には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含まれない。夏季とは7月1日から9月30日までの期間とし、それ以外の期間をその他季とする。その他の事項は各電力売買契約書による。

各電気供給契約の料金表は以下のとおりである。

高圧A契約 (消費税等相当額込)

		単価
基本料金		1,733.40 円/kW/月
電力量料金	夏季	14.13 円/kWh
	その他季	13.08 円/kWh

高圧B契約 (消費税等相当額込)

		単価
基本料金		1,863.00 円/kW/月
電力量料金	夏季	12.76 円/kWh
	その他季	11.83 円/kWh

高圧D契約 (消費税等相当額込)

		単価
基本料金		1,863.00 円/kW/月
電力量料金	夏季	11.74 円/kWh
	その他季	11.74 円/kWh

高圧E契約

(契約電力 500kW 未満・予備電力なし)

(消費税等相当額込)

		単価
基本料金		588.60 円/kW/月
電力量料金	夏季	17.22 円/kWh
	その他季	16.17 円/kWh

高圧E契約

(契約電力 500kW 未満・予備電力あり)

(消費税等相当額込)

		単価
基本料金		1,360.80 円/kW/月
電力量料金	夏季	14.66 円/kWh
	その他季	13.57 円/kWh
予備電力 (予備線)	基本料金	74.52 円/kW/月

※ 高山中継ポンプ場

高圧E契約

(契約電力 500kW 以上・予備電力あり)

(消費税等相当額込)

		単価
基本料金		1,636.30 円/kW/月
電力量料金	夏季	11.96 円/kWh
	その他季	11.10 円/kWh
予備電力 (予備電源)	基本料金	145.80 円/kW/月

※ 山崎浄水場

低圧F契約(従量電灯) (消費税等相当額込)

	単位	料金単価		
		2018/11,12	2019/1-9	
最低料金(最初の15kWhまで)	1契約	327.65 円	334.82 円	
電力量料金	15~120kWh	1kWh	19.76 円	19.95 円
	120~300kWh		26.19 円	25.33 円
	300kWh 超過		29.94 円	28.76 円

低圧H契約(従量電灯)

(消費税等相当額込)

	単位	料金単価		
		2018/11,12	2019/1-9	
基本料金	1kVA	388.80 円		
電力量料金	0~120kWh	1kWh	17.40 円	17.59 円
	120~300kWh		21.68 円	20.82 円
	300kWh 超過		24.95 円	23.77 円

低圧I契約(動力契約)

(消費税等相当額込)

	単位	料金単価	
基本料金	1kW	1058.40 円	
電力量料金	夏季	1kWh	14.82 円
	その他季		13.37 円

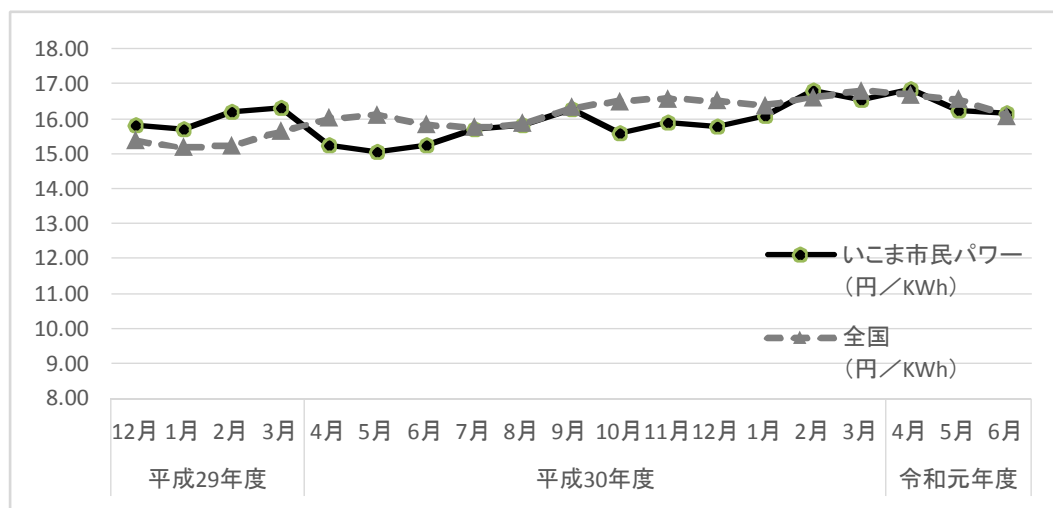
低圧I契約は、低圧F契約又は低圧H契約の従量電灯契約を同一の需要場所で、同一人が契約している場合、併せて契約できる。

(請求人提出資料をもとに作成)

(別表3) いこま市民パワーと全国平均の比較

		いこま市民パワー (円/KWh)	全国平均 (円/KWh)	全国比(%)
		①	②	(①-②)/②
平成 29 年度	12 月	15.82	15.40	2.7
	1 月	15.70	15.20	3.3
	2 月	16.23	15.28	6.2
	3 月	16.31	15.66	4.1
平成 30 年度	4 月	15.26	16.05	-4.9
	5 月	15.06	16.15	-6.7
	6 月	15.25	15.87	-3.9
	7 月	15.70	15.79	-0.6
	8 月	15.84	15.90	-0.4
	9 月	16.28	16.35	-0.4
	10 月	15.60	16.52	-5.6
	11 月	15.92	16.61	-4.1
	12 月	15.79	16.54	-4.5
	1 月	16.11	16.42	-1.9
	2 月	16.82	16.64	1.1
	3 月	16.56	16.83	-1.6
	令和元年度	4 月	16.85	16.72
5 月		16.23	16.58	-2.1
6 月		16.18	16.10	0.5
平均		15.97	16.14	-0.9

※全国の電気料金単価は、一般社団法人エネルギー情報センター(EIC) 資料から作成
(<https://pps-net.org/unit>)
※料金単価に、消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。



(環境モデル都市推進課から提出された資料をもとに作成)

(別表4) 奈良県内自治体における本庁等の電気調達単価

対象施設		項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生駒市	本庁	実請求額(円)	16,295,526	15,598,817	15,270,864
		電気使用量(kWh)	830,756	841,571	819,656
		料金単価(円/kWh)	19.62	18.54	18.63
奈良市	本庁	実請求額(円)	57,876,957	40,718,902	38,589,884
		電気使用量(kWh)	2,463,258	2,420,408	2,463,839
		料金単価(円/kWh)	23.50	16.82	15.66
大和高田市	本庁	実請求額(円)	13,334,327	10,454,091	8,805,053
		電気使用量(kWh)	643,658	614,960	592,939
		料金単価(円/kWh)	20.72	17.00	14.85
大和郡山市	本庁	実請求額(円)	16,529,450	16,592,051	11,162,696
		電気使用量(kWh)	797,697	807,309	784,882
		料金単価(円/kWh)	20.72	20.55	14.22
天理市	本庁	実請求額(円)	21,051,489	19,843,705	12,673,499
		電気使用量(kWh)	860,740	884,375	833,976
		料金単価(円/kWh)	24.46	22.44	15.20
橿原市	本館	実請求額(円)	17,808,342	15,370,442	9,625,436
		電気使用量(kWh)	851,776	822,465	659,866
		料金単価(円/kWh)	20.91	18.69	14.59
	西館	実請求額(円)	1,804,696	1,579,943	1,324,348
		電気使用量(kWh)	78,464	80,056	79,691
		料金単価(円/kWh)	23.00	19.74	16.62
	北館	実請求額(円)	4,542,686	4,118,411	3,458,208
		電気使用量(kWh)	191,083	185,132	155,162
		料金単価(円/kWh)	23.77	22.25	22.29
	合計	実請求額(円)	24,155,724	21,068,796	14,407,992
		電気使用量(kWh)	1,121,323	1,087,653	894,719
		料金単価(円/kWh)	21.54	19.37	16.10
桜井市	本庁	実請求額(円)	12,221,877	11,209,158	8,242,665
		電気使用量(kWh)	654,628	589,415	586,682
		料金単価(円/kWh)	18.67	19.02	14.05
香芝市	本庁	実請求額(円)	7,111,875	6,418,476	6,773,168
		電気使用量(kWh)	307,676	305,289	322,590
		料金単価(円/kWh)	23.11	21.02	21.00

※実請求額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額を含まない。

(環境モデル都市推進課から提出された資料をもとに作成)

(別表5) 自治体新電力設立自治体における本庁舎の電気調達事例

対象施設		自治体新電力	項目	平成 29 年度	平成 30 年度
生駒市	本庁	いこま市民パワー(株)	実請求額(円)	15,598,817	15,270,864
			電気使用量(kWh)	841,571	819,656
			料金単価(円/kWh)	18.54	18.63
みやま市	本庁	みやまスマートエネルギー(株)	実請求額(円)	9,148,598	9,628,574
			電気使用量(kWh)	453,682	438,153
			料金単価(円/kWh)	20.17	21.98
米子市	本庁	ローカルエナジー(株)	実請求額(円)	17,983,224	18,059,115
			電気使用量(kWh)	920,453	944,041
			料金単価(円/kWh)	19.54	19.13
中之条町	本庁	(株)中之条パワー	実請求額(円)	4,407,168	4,436,113
			電気使用量(kWh)	190,799	209,054
			料金単価(円/kWh)	23.10	21.22
睦沢町	本庁	(株)CHIBA むつざわエナジー	実請求額(円)	5,512,936	5,837,681
			電気使用量(kWh)	251,907	262,917
			料金単価(円/kWh)	21.88	22.20
湖南省	本庁	こなんウルトラパワー(株)	実請求額(円)	16,641,852	14,805,341
			電気使用量(kWh)	748,594	757,512
			料金単価(円/kWh)	22.23	19.54
※実請求額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額を含まない。					

(環境モデル都市推進課から提出された資料をもとに作成)

(別表6) いこま市民パワー(株)の調達電源に占める令和元年度の再生可能エネルギー比率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	
総調達量(kWh)	2,266,212	2,454,029	2,629,156	2,754,521	2,562,905	2,507,454	2,533,950	17,708,228	
再生可能 エネルギー (kWh)	236,393	191,725	259,924	258,604	270,769	255,992	219,151	1,692,557	
	太陽光	62,113	74,676	50,050	40,581	55,076	50,425	38,073	370,995
	小水力	28,860	30,149	28,924	29,608	28,207	27,867	29,668	203,283
	バイオマス	145,420	86,900	180,950	188,415	187,485	177,700	151,410	1,118,280
再エネ比率(%)	10.4	7.8	9.9	9.4	10.6	10.2	8.6	9.6	

(環境モデル都市推進課提出資料をもとに作成)